

菜の花（ナタネ）を栽培してみませんか

申・問 ○農業振興課 ☎ 22-9713 FAX 22-9715 ○搾油施設 菜の舎 ☎ 51-5204

市では、環境にやさしい資源循環型社会の構築をめざし、「菜の花プロジェクト」を推進しています。
菜の花プロジェクトは、地域内で資源を循環させる取り組みです。栽培した菜の花から収穫した菜種を搾油し、「七の花」として地域の特産品づくりにつなげています。
搾油後に出る油かすは肥料などに再利用し、環境にやさしい循環型農業に活用しています。



景観形成や遊休農地の活用を目的として、搾油用・景観用の菜の花の種を希望者へ配布します。
菜の花の栽培を通じて、地域の景観づくりや資源循環の輪を広げてみませんか。
※在庫がなくなり次第、配布を終了します。

【対象者】
市内で菜の花の栽培が可能な農地をお持ちの人
【申込方法】
「令和8年秋播：ナタネ配布申請書」に必要事項を記入し、位置図を添付の上、上記まで持参または郵送
※申請書は市ホームページでダウンロードできます。
【申込期間】 9月1日(火)～30日(水)



看護師・介護福祉士を募集します

申・問 上野総合市民病院病院総務課 ☎ 41-0066 FAX 24-1565

【募集人数】 ○看護師：10人程度
○介護福祉士：5人程度
【応募資格】
○看護師：
①昭和47年4月2日以降生まれで、看護師免許を持っている人または採用予定日までに取得見込みの人
②夜間勤務を伴う交代制勤務ができる人
○介護福祉士：
①昭和52年4月2日以降生まれで、介護福祉士資格を持っている人または採用予定日までに取得見込みの人
②夜間勤務を伴う交代制勤務ができる人
【採用予定日】
12月1日(火)、令和9年2月1日(月)、4月1日(木)
【勤務条件・賃金】 市の条例・規則に基づく。
※前歴に応じた加算措置や諸手当があります。
※託児所がありますので、子どもがいる人も安心して勤務できます。

【勤務場所】 上野総合市民病院
【選考方法】 作文・面接
○試験日：10月2日(金)、12月4日(金)、令和9年2月5日(金)
※時間などは応募した人に後日お知らせします。
【応募方法】
「伊賀市職員選考採用試験受験申込書」を持参または郵送（簡易書留）で下記まで。申込書は上野総合市民病院にあるほか、ホームページからダウンロードできます。
【応募期限】
各試験日の14日前の午後5時15分まで（土・日曜日、祝日、12月29日から1月3日までを除く。）
※必着



養育費に関する公正証書作成費等補助金を支給します

問 こどもの育ち支援課 ☎ 22-9609 FAX 22-9646

令和8年4月から、父母が離婚した後もこどもの利益を確保することを目的として、親権、養育費、親子交流などに関するルールを見直しています。
こどもの健やかな成長のため、養育費の支払いは親の責務です。市では、養育費の取決めに係る公正証書等を作成する場合の経費を補助します。
◆養育費に関するルールの変更点
こどもの生活を守るために、離婚時に取決めがなくても、取り決めるまでの間、法定養育費を請求することができます。
◆養育費についての取決めをしましょう
こどもの生活費となる養育費を安定して確保するため、公正証書などの文書で養育費の取決めをしておくことが大切です。
【対象者】
市内に住所があるひとり親で、次のすべてに当てはまる人
○養育費の取決めに係る公正証書等*を有していること

○養育費の取決めの対象となる児童を扶養していること
○養育費の取決めに係る経費を負担したこと
○過去に同様の補助金を受けていないこと
*公正証書等とは、養育費を請求する権利を定めた強制執行認諾文言付公正証書、調停調書、審判書、判決書などをいいます。令和8年4月1日以降に作成したものに限りです。
【補助金額】 対象経費の全額（上限3万円）
【対象経費】
○公証人手数料
○家庭裁判所の調停、審判の申立てまたは裁判に要する収入印紙代、郵便切手代などの書類送付に関する経費
○公証人役場または家庭裁判所に提出する戸籍謄本などの取得に関する経費

申請方法や申請期間など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

活用しませんか
電話リレーサービス・耳マーク・軟骨伝導イヤホン

問 ○電話リレーサービス：（一財）日本財団電話リレーサービス ☎ 03-6275-0912 FAX 03-6275-0913
○耳マーク・軟骨伝導イヤホン・その他のサービス：障がい福祉課 ☎ 22-9656 FAX 22-9662

◆電話リレーサービス
聴覚や発話に困難のある人と、聞こえる人との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することで、電話で即時双方向につながるサービスです。緊急通報にも対応し、いつでも連絡できます。
登録方法や料金など詳しくは、（一財）日本財団電話リレーサービスのホームページをご覧ください。
◆耳マーク
聞こえない・聞こえにくいことを表すとともに、聞こえない人・聞こえにくい人に配慮した対応ができることを表すマークです。
市では、窓口に「耳マーク」を掲示し、筆談や手話、透明字幕表示ディスプレイなどの方法で対応しています。

◆軟骨伝導イヤホン
耳の入り口近くの軟骨を振動させて音声を伝える仕組みを利用したイヤホンです。軟骨部分に振動部を軽く当てるだけで音を拾えるため、痛みや音漏れが少なく、清潔に利用できます。大声で話す必要が減ることで、個人情報や周囲に聞かれてしまうリスクを減らすこともできます。
障がい福祉課の窓口に設置していますが、市役所内での利用に限り、貸し出しも行っていますので、お気軽に上記までお申し出ください。
◆その他のサービス
手話通訳・要約筆記奉仕員の派遣や、ヒアリンググループの貸し出しを行っています。対象者や利用方法などは上記までお問い合わせください。

